

## オンライン資格確認の導入にあたって（お願い）

**2021年3月から医療機関・薬局の受診時に、健康保険のオンライン資格確認が開始されます。**

オンライン資格確認導入後は、既存の保険証及びマイナンバーカードの保険証利用のいずれであっても、健保組合に届出済のマイナンバーをキーにして、資格確認が行われます。

つきましては、健保組合に届出済の従業員等のマイナンバーについて、誤りがないか、変更されていないか、もう一度ご本人に確認し、誤り（※）や変更が確認できた場合は、再届出していただきますようお願いいたします。

※例えば、家族のマイナンバーを届出る際に第1子と第2子を入れ違える等

### 届出済のマイナンバーが誤っていた場合等 2021年3月以降に想定される事象

- ▶ 既存の保険証、及びマイナンバーカードを問わず、受診時に、医療機関等窓口の資格確認端末に別人の資格情報が表示される。
- ▶ 医療機関・薬局からの情報照会時（健診結果、薬剤情報）、別人の情報が提供される。
- ▶ 加入者本人がマイナポータルで自身の情報を閲覧（健診結果、医療費情報、薬剤情報）する際、別人の情報が表示される。

- マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナンバーカードと被保険者番号の紐づけ（初回登録）が必要となります。また、実施時期については、健診結果の閲覧については2021年3月～、医療費情報、薬剤情報等の閲覧にあたっては、2021年10月～の予定です。
- 事業主は「個人番号関係事務実施者」とされ、従業員等のマイナンバーについて、本人確認を実施した上で、法定調書（源泉徴収票、支払調書等）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等に記載して行政機関等（健保組合を含む）に提出することとされています。
- 万一、従業員から提出されたマイナンバーを誤って届け出し、その結果別人の情報が表示されてしまった場合、法的責任が生じる可能性もありますので、今一度ご確認をお願いいたします。